

事業評価書（事後）

平成19年8月

評価対象（事業名）	入所児童の家族調整などを図る家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）の配置			
主管部局・課室	雇用均等・児童家庭局家庭福祉課			
関係部局・課室	-			
関連する政策体系				
基本目標	VI	男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること		
施策目標	3	児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること		
施策目標	3-1	児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること		
個別目標1		児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応の体制を充実すること		
個別目標2		虐待を受けた子どもの保護・支援のための体制を整備すること		

1. 現状・問題分析

事前評価実施時における現状・問題分析（平成15年度）						
(1)現状分析 近年、施設入所する児童については、虐待を受けた経験を持つ児童が半数以上を占めているなど、家族間の調整が必要なケース（虐待や親の離婚等）が多いことから、入所児童と保護者において、家族全般の今後あるべき方向性を話し合うこと（家族調整）が必要である。						
(2)問題点 施設においては、直接ケア担当職員（子どもを直接ケアする職員）や被虐待児個別対応職員（職員と子どもとの1対1の関係をつくり、問題を起こした子どもへの個別面接等を行う）がそれぞれの業務と併せて家族調整を行っているが、入所前から退所までの一貫した関わりが難しい。また、親の離婚、家庭不和等複雑な家庭環境の中で育っている児童も多く、家族間の調整には相当な時間が必要である。						
(3)問題分析 虐待を受けた経験を持つ児童が早期に家庭復帰をするには、家族の調整が図られることが重要であるが、直接ケア担当職員などは日々の生活を見ることに時間をとられ、家族の調整に当てる時間が少ないので、家族調整を専門とする職員が必要である。						
(4)事業の必要性 虐待等を理由として施設入所するなど、家族調整を必要とする児童の数は、増加傾向にあるので、家族調整を専門とする職員を配置し、施設に入所しても早期に家庭復帰ができるような支援体制の整備が必要である。						
事後評価実施時（現在）における現状・問題分析						
現在も、児童養護施設などの施設に入所している児童については、虐待を受けた経験を持つ児童が半数以上占めているなど、家族間の調整が必要なケースが多いことから、入所児童と保護者において、家族全般の今後あるべき方向性を話し合うこと（家族調整）が依然として必要である。そのため家族調整を専門とする家庭支援専門相談員（以下「ファミリーソーシャルワーカー」という。）を配置し、早期の家庭復帰を図ることが重要である。						
現状・問題分析に関連する指標						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	児童養護施設等の入所児童に占める虐待を受けた児童の割合（単位：％）					

①児童養護施設	52. 2	53. 7	62. 1	—	—
②乳児院	23. 6	24. 7	27. 5	28. 9	—
③情緒障害児短期治療施設	64. 3	66. 0	69. 8	68. 0	—

(調査名・資料出所、備考)
 ・指標1の①は全国児童養護施設協議会、②は全国乳児福祉協議会、③は全国情緒障害児短期治療施設協議会の調べによる。
 ・①の平成17～18年欄の数値、②及び③の平成18年欄の数値は、各団体の調査結果が未発表のため、記載できない。

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所
 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人
 その他（ ）

(2) 事業の内容（概要）

ファミリーソーシャルワーカーを配置することにより、児童相談所をはじめとする関係機関、子どもを直接ケアする職員、個別対応職員などと連携し、家庭環境の調整を図り、早期の家庭復帰を目指す。

(3) 予算

一般会計・厚生保険特会・労働保険特会					
予算額（単位：百万円）	H16	H17	H18	H19	H20
	70,747	71,211	72,501	75,255	77,965

※入所施設措置費の内数。

※H20年欄は、予算概算要求額。

3. 事前評価実施時における目標・達成時期

事業の目標	
ファミリーソーシャルワーカーを配置した施設数	
政策効果が発現する時期	なし。
目標達成時期	なし。

4. 評価指標

アウトプット指標	H14	H15	H16	H17	H18
1 ファミリーソーシャルワーカーを配置した施設数	—	—	622	690	699

(調査名・資料出所、備考)
 ・指標1は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課が都道府県等からの報告に基づいて調査した結果による。
 ・事業開始が平成16年度からのため、平成14～15欄の数値は記載できない。

参考指標	H14	H15	H16	H17	H18
1 児童虐待相談対応件数（単位：件）	23,738	26,569	33,408	34,472	37,343
2 児童養護施設等の入所児童に占める虐待を受けた児童の割合（単位：%）					
①児童養護施設	52. 2	53. 7	62. 1	—	—
②乳児院	23. 6	24. 7	27. 5	28. 9	—
③情緒障害児短期治療施設	64. 3	66. 0	69. 8	68. 0	—

(調査名・資料出所、備考)
 ・参考指標1は、大臣官房統計情報部の「福祉行政報告例」による。平成18年度の数値は、平成19年7月現在の速報値であり、同年秋頃に確定値を公表予定である。
 ・指標2の①は、全国児童養護施設協議会、②は全国乳児福祉協議会、③は全国情緒障害児短期治療施設協議会の調べによる。①の平成17～18年欄の数値、②及び③の平成18年欄の数値は、各団体の調査結果が未発表のため、記載できない。

5. 事前評価の概要

必要性の評価	家族調整を必要とする児童及び保護者等に対しては、その児童等の状況に応じて、家族調整を行い、児童が早期に家庭復帰ができるよう、国が誘導する形で全国的に取り組む必要があると考える。
有効性の評価	ファミリーソーシャルワーカーを配置することにより、児童相談所をはじめとする関係機関とも連携した家族調整を行うことができ、その結果、児童の家庭復帰が図られ、児童の健全育成に資することができる。
効率性の評価	児童の早期の家庭復帰を図るためには、家族の調整が図られることが必要であるが、直接ケア担当職員などは、日々の生活を見ることに時間をとられ、家族調整に当てる時間が少ないため、ファミリーソーシャルワーカーの配置により、効率的に家族調整を行うことができる。

6. 事後評価の内容

(1) 有効性の評価

政策効果が発現する経路（投入→活動→結果→成果）	ファミリーソーシャルワーカーを配置することにより、児童相談所をはじめとする関係機関とも連携した家族調整を行うことができ、その結果、児童の家庭復帰が図られ、児童の健全育成に資することができる。
有効性の評価	ファミリーソーシャルワーカーを配置した施設数は平成16年度の事業開始以降年々増加しており、ファミリーソーシャルワーカーを拡充することは、関係機関とも連携した家族調整を行うことができ、その結果、より多くの児童の家庭復帰が図られ、児童の健全育成に資することができる。虐待等の増加により家族調整を行うことがより難しくなっていることを踏まえると、家族調整を専門的に行うファミリーソーシャルワーカーの配置は、児童の家庭復帰を図る上で有効であると評価できる。
事後評価において特に留意が必要な事項	なし。

(2) 効率性の評価

効率性の評価	児童が早期の家庭復帰をするには、家族の調整が図られることが必要である。一方で、直接ケア担当職員などは、日々の生活を見ることに時間をとられ家族調整に当てる時間が少なく、また、虐待等により施設への入所児童が増えている。これらの事情を踏まえると、ファミリーソーシャルワーカーにより必要とされる家族調整を専門的、短期的に行うことは、児童の早期家庭復帰にとって効率的であると評価できる。
事後評価において特に留意が必要な事項	なし。

(3) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

なし。

(4) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

7. 特記事項

①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等）	なし。
②各種政府決定との関係及び遵守状況	なし。
③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況	なし。
④会計検査院による指摘	なし。
⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	なし。